

広島県告示第千九十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成十九年十一月二十二日までの間、縦覧に供する。

平成十九年十一月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

高屋河戸線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
東広島市高屋町造賀一七二六六番一七地先から 東広島市高屋町高屋堀四〇六一番一九地先まで	新	一四・六〇 三三・〇〇	五二〇・〇〇	拡張	
	旧	三・〇〇 五・五〇	五三七・〇〇		
東広島市高屋町高屋堀四〇六一番一九地先から 東広島市高屋町高屋堀三九一七番一地先まで	新	一六・六〇 四四・二〇	八九・〇〇 七七・〇〇	ダブルウェ イ	
	旧	三・三〇 五・〇〇	八九・〇〇		
東広島市高屋町高屋堀三九一七番一地先から 東広島市高屋町高屋堀五二七番一地先まで	新	一五・七〇 三三・五〇	二三五・〇〇	拡張	
	旧	三・三〇 六・九〇	二五〇・〇〇		

東広島市河内町戸野字中野坪七二五〇番二地先から 東広島市河内町戸野字中野坪七二五〇番九地先まで		東広島市高屋町高屋堀五一八番一地先から 東広島市河内町戸野字中野坪七二五〇番二地先まで		東広島市高屋町高屋堀五一七番一地先から 東広島市高屋町高屋堀五一八番一地先まで	
新	旧	新	旧	新	旧
二・四〇〇 七・三〇〇 一・二・八〇〇 二・三・八〇〇	二・四〇〇 七・三〇〇	一五・四〇〇 六四・〇〇〇	三・〇〇〇 一・四〇〇	三・三〇〇 五・七〇〇 一六・六〇〇 二〇・二〇〇	三・三〇〇 五・七〇〇
一〇五・〇〇〇 九四・〇〇〇	一〇五・〇〇〇	四三九・〇〇〇	四六〇・〇〇〇	九〇・〇〇〇 七九・〇〇〇	九〇・〇〇〇
ダブルウエ イ		拡幅		ダブルウエ イ	